

設計及び工事の計画「工事の方法」の申請内容に係るイメージについて

1. はじめに

新検査制度の運用開始に向け、改正された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律並びに関連規則等（以下「新原子炉等規制法」という）を踏まえ、設計及び工事の計画（以下「設工認」という）に係る「工事の方法」について、申請内容の検討を進めている。

新原子炉等規制法では、現行法に基づき、これまで施工者が実施していた溶接検査について、使用前事業者検査として核燃料施設事業者が検査を実施して行く必要があり、その手順や方法等について、設工認の申請において「工事の方法」に記載していく必要があると考えている。

本資料は、2020年4月の新検査制度施行に伴い申請する設工認のうち、「工事の方法」について、既に「工事の方法」の記載に係る基本的考え方を示している発電用原子炉施設を参考に今後、申請する「工事の方法」の内容に関する共通理解を得るために、「工事の方法」の記載事項（案）について、纏めたものである。

2. 「工事の方法」の記載事項（案）

「工事の方法」には、工事の手順、使用前事業者検査の項目及び方法並びに工事中に特に留意すべき事項について記載することを検討している。

具体的には、工事の手順として、材料受入、加工、組立、据付等の各工事の工程を、使用前事業者検査の項目及び方法として、工事の工程に応じて実施する検査項目、検査場所、検査方法、判定基準等を、工事上の注意事項として、特別な工法を採用する場合の当該工事の施工方法、工事に伴う放射線障害から従事者を防護するための放射線管理の方法など従事者及び公衆の安全確保のために必要な措置、並びに工事中に想定される事象（工事用の資機材の破損、倒壊等を含む。）に伴う既設の安全上重要な機器等への悪影響防止対策等の記載を考えている。

また、工事の手順及び検査との関係を明確にしたフローチャートを記載することとする。

3. その他

具体的な「工事の方法」の記載方法、工事の工程と使用前事業者検査との関係性及び使用前事業者検査の方法等について、上述の検討をふまえ、設工認の「工事の方法」を申請する段階で詳細を説明させて頂きたいと考える。

以上